

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No.2457

特集Ⅰ

フォークリフト安全の日
衝突防止へ検知・警報強化
日本産業車両協会/ニチレイロジグループ

特集Ⅱ

高齢ドライバー対策
負担の少ない配送を受注へ
セイリョウ

ニュース

50～60代の被災目立つ
住団連 労災発生前年比増に

労働災害動画 配信しています!

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓コチラから



9 / 1

2024

■ 災害のあらまし ■

社員Fは、会社の定期健康診断（一般健康診断）を受診するため、朝から健診センターへ直行し、健康診断を受診していた。健診の受診中、次の検査項目へ場所を移動する際に、床の段差でつまずき転倒、右足首を骨折した。

■ 判断 ■

健康診断受診中に起きた災害については、「業務起因性」が認められず、業務上災害の認定については、**業務外**による災害と判断された。

■ 解説 ■

業務上災害の判断のポイントでは、使用者の支配下、管理下にある状態で業務をしていたかどうか（①業務遂行性）と、業務に就いていることによって発生した災害かどうか、負傷や疾病が業務に起因して生じたものであるかどうか（②業務起因性）という2つの要件を見ることになる。

①業務遂行性については、労働安全衛生法第66条に定められたいわゆる法定の一般健康診断を受診中の事故であり、使用者の支配・管理下にあると考えられるため、①は認められそうである。②業務起因性について考えると、そもそもこの一般健康診断は「一般的な健康の確保を図ることを目的として事業者による実施義務を課したものであり、業務遂行との関連において行われるものではない」と解釈され、②については否定される。

昭和47年9月18日基発602号では、健康診断の受診に要した時間についての賃金の支払いについて、「労働者一般に対して行われる、いわゆる一般健康診断は、一

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 東京会
社会保険労務士 小泉事務所

所長 小泉 正典

第368回

一般的な健康の確保を図ることを目的として事業者にその実施義務を課したものであり、業務遂行との関連において行われるものではないので、その受診のために要した時間については、当然には事業者の負担すべきものではなく労使協議して定めるべきものであるが、労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいこと」と解釈されている。そのため、一般健康診断受診中は使用者の支配・管理下にはあるものの、今回のようなケースについては、業務に従事しているわけではないので、②は認められないということになり、業務外による災害と判断された。

その一方で、一般健康診断受診中の負傷や疾病が業務上災害として認定された例もある。一般健康診断を受診中、採血の際に、鋭い痛みを覚え、その後も採血した箇所腫れや痛み、しびれが続いたため医療機関を受診したところ、神経障害と診断された。このケースでは、定期健康診断に伴う採血となれば、受診者は拒否できず、その採血が元で障害が起こったとなれば、業務（一般健康診断受診）が原因で発生したものであり、つまり業務起因性を認めた例となる。採血時の合併症としては、神経障害以外にも、血管迷走神経反応、止血困難、皮下血腫、アレルギー、過敏症などもあるので、たかが採血と侮らず、採血後の経過については注意が必要である。

また、こちらの例は、健診センターでの受診ではなく、巡回健診バスでの健康診断受診中のものとなるが、健診バスへ向かうための移動中、会社施設内で転倒し負傷、業務上災害と判断された例がある。災害の起因となったものを紐解くと、会社敷地内



に散乱していた資材につまずき転倒したもので、事業場の設備や施設、管理状況などに原因があった場合は、業務起因性が認められる可能性がある。病院勤務の看護師が、診察室において患者の検査を介添中、突然、脳貧血様症状を起こして後方に転倒し、約80 cm後方に置いてあった鉄製の手術台で後頭部を打ち負傷した例がそれに該当する。昭和41年10月3日基災収86号では、「負傷事故の間接的原因である脳貧血様症状は私病であるが、業務遂行中、その作業環境・条件により特に業務危険がともなうものであるとはいえない場合であっても、その負傷事故に事業所の施設が介在している以上業務上の災害である」と判断している。

なお、この事案を担当した労働基準監督署では、業務上外の認定についていずれの説を取るべきかで見解が分かれ、最終判断を当時の労働省労働基準局労災補償部に判断を委ねた結果、このような通達に至ったという経緯がある。

判断のポイントとしては、前述の①と②、②については、負傷や疾病の原因に事業所の設備や施設、管理状況などが介在していないかで判断することになる。

www.srup21.or.jp